

千葉県告示第 180 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項、第 8 2 条第 2 項及び第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項の規定による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定事業者の廃止の届出がありましたので、同法第 7 8 条及び第 8 5 条並びに千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第 1 0 条第 1 項の規定により告示します。

平成 31 年 3 月 7 日

千葉市長 熊谷 俊 人

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社レイクス 2 1	プラチナ・ケアプランサービスセンターいなげ	千葉県千葉市稲毛区山王町 103-4	居宅介護支援	平成 31 年 2 月 28 日
さいわい支援隊合同会社	さいわい支援隊	千葉県千葉市稲毛区園生町 146-6	訪問介護、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス	平成 31 年 2 月 28 日
有限会社三喜	介護サービス友乃家千葉東事業所	千葉県千葉市若葉区高品町 1591-5(株)三恭ビル 1 階	訪問介護、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス	平成 31 年 2 月 28 日
株式会社かずさケアサポート	訪問介護ステーションあおぞら	千葉県千葉市中央区神明町 26-3	居宅介護支援	平成 31 年 2 月 28 日
株式会社あさなぎ	あさなぎ	千葉県千葉市中央区神明町 26-3	訪問介護、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス	平成 31 年 2 月 28 日